



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名  
藻岩浄水場ろ過池流入ゲート整備修繕
- 2 業者名  
株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由  
本修繕の対象機器であるろ過池流入ゲートは、ろ過池運用を行う上で最も重要な設備の一つであり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。  
本修繕の実施するにあたり、ゲートを動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯当たりやトルクスイッチの設定などは、そのゲートにあった調整等が必要となり、その情報を有する業者以外では施工は不可能である。  
本設備は上記業者が制作・納入したもので、本修繕に必要な情報を有する唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改正について（令和6年3月22日 総務課長）」に定められる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件 名 北ノ沢第2ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2 事業者名 株式会社 日星電機

3 特定理由

本修繕は、(株)日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である(株)日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

1 件 名 西野浄水場No.1～2フロキュレータ設備整備修繕

2 業 者 名 株式会社 水機テクノス 札幌支店

## 3 特定理由

本修繕の対象機器であるフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中にフロックを形成するために必要な攪拌エネルギーを与える設備であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。

本修繕は、西野浄水場フロキュレータの内、No.1・2の駆動部（減速機・原動機）、及び、消耗部品の交換、並びに、攪拌翼の点検を実施し、機器の機能回復と設備の信頼性向上を図ることを目的として実施するものであり、履行にあたっては、軸受摩耗面の施工方法など、メーカー独自の技術で施工されているため、メーカーより業務移管された上記業者以外の施工は不可能である。また、各部品についても、製造品などの型については、各メーカーにしかないため、部品の入手が難しい。

以上の理由から、上記業者を特定することとしたい。

## 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

## 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 定山溪浄水場直流電源設備整備修繕
- 2 業者名 株式会社 北海道ジーエス・ユアササービス
- 3 特定理由 本修繕は、株式会社GSユアサが製造した直流電源設備の整備である。  
直流電源設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。  
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。  
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名  
藻岩浄水場No.1・2沈澱池フロキュレータ設備整備修繕
- 2 業者名  
水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由  
本修繕の対象機器であるフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中に良質なフロックを形成するために原水を緩やかに攪拌するための設備であり、浄水処理に置いて必要不可欠な設備である。  
本設備は、株式会社荏原製作所が設計・製造及び納入したものであり、軸受摩耗面の施工方法はメーカー独自技術であるセラミック溶射で施工されており、また各鑄造部品の型についてはメーカーでしか有していないため、他社での整備は不可能である。  
上記業者は製造元からその整備を移管され設計に関する情報や技術を共有している唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件 名 福井ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕
2. 特定業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
3. 特定理由  
本修繕は株式会社荏原製作所が製造したポンプ設備の整備である。  
ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するため  
には、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技  
術が必要不可欠となる。  
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。  
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
4. 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について(令和6年3月22日)」に定められる。